

阿賀野市告示第 1 6 7 号

境界地の橋りょうの管理に関する協定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 1 項及び第 5 4 条第 1 項の規定により、地方公共団体の区域の境界に係る橋りょうの管理について、令和 6 年 9 月 2 日に新潟市との間に次のとおり協議が成立しましたので、同法第 1 9 条第 5 項の規定に基づき告示します。

令和 6 年 9 月 5 日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

1 協議道路・橋りょう及び管理者

路 線 名	橋りょう名	区 域	管 理 者
新潟市道 横越 1－5 5 2 号線	沢海 1 号橋	新潟市江南区沢海字焼山地内	阿賀野市

2 管理者の行う権限
協定書のとおり

協 定 書

阿賀野市（以下「甲」という。）と新潟市（以下「乙」という。）とは、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、阿賀野市道窪川原上黒瀬線及び新潟市道横越1－552号線のうち、阿賀野市窪川原字古阿賀地内と新潟市江南区沢海字焼山地内の境界の籠尻川排水路に架設されている沢海1号橋（以下「橋りょう」という。）の管理の方法及びその管理に関する費用の分担について、次のとおり協定する。

（管理の方法及び管理者の権限）

第1条 橋りょうの管理は甲が行うものとし、甲は、新潟市内の橋りょうについて、法第27条第5項の規定に基づき、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第5条各号に掲げる権限以外の権限を行うものとする。

（費用の分担）

第2条 橋りょうの改築、維持、修繕及び災害復旧に係る工事（局部的路面補修を除く。以下「橋りょう工事」という。）は、甲及び乙がその費用を負担するものとし、その割合はそれぞれ2分の1とする。

（事前協議）

第3条 甲及び乙は、橋りょう工事を施行しようとする場合は、施行内容、施行時期、工事費等について、あらかじめ協議するものとする。ただし、災害その他の事由により緊急に橋りょう工事を施行する必要がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、甲及び乙は、橋りょう工事の施行後速やかに協議するものとする。

（疑義等の決定）

第4条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

附 則

この協定は、締結日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月2日

甲 阿賀野市

代表者 阿賀野市長 加藤 博幸

乙 新潟市

代表者 新潟市長 中原 八一